令和7年度第2回さいたま市保健衛生局指定管理者審査選定委員会 議事概要

1 日 時 令和7年9月29日(月) 14時30分~15時35分

2 会 場 本庁舎2階 特別会議室

3 出席者 (委員) 水谷委員長、高重委員、武田委員、藤田委員、小島委員、 西田委員、齋藤委員

(所管課) 生活衛生課

(事務局) 保健衛生総務課

4 欠席者 なし

5 諮問内容と答申結果

指定管理者候補者案について諮問を受け、次のとおり答申した。

施設名称	施数	募集方法	指定期間	指定管理者案
さいたま市浦和斎場	1	非公募	令和8年4月1日~	浦和総業株式会社
			令和13年3月31日	

6 議事要旨

【質疑等】

- Q 運営方針で「法令順守と公平性維持による管理運営」とあるが、具体的にどのような研修を行っているのか。
- A 火葬関連の法律で遵守すべき法律や、個人情報の保護関連のものが挙げられる。利用者の方に失礼がないように、特に墓地、埋葬等に関する法律の順守については、注意を払って取り組んでいる。
- Q 小動物の火葬炉について、研究・調査しているとのことだが、見通しはいかがか。
- A 小動物の火葬炉については、隣接の空いている土地で民間の力を活用していくなどの考えもあり、研究を重ねている。一方で、死亡者が増加しており、人の火葬を優先すべきではないかという意見もあり、火葬件数を増やすため、火葬時間の延長や友引火葬も実施していくことから、そちらに軸を置いているところである。
- Q 提案額について、施設管理費が令和8年度に増額になっている。資料の中で防犯カメラ の設置の提案とあるが、その分が増額になっているということか。
- A 施設管理費の増額については、人件費や、特に燃料費の影響が大きい。また、修繕費についても、修繕箇所が複数に及ぶため、優先順位をつけて実施している状況である。なお、

防犯カメラの設置については、浦和斎場のセキュリティを高めるため、令和8年度以降、 優先的に実施していくべきと考えている。

- Q 利用者のアンケートや聴き取りについて、これまでも実施しているのか、また、自主的 に実施しているのか。
- A これまでも実施している。アンケートや聴き取りの内容については、市と共有して改善 すべきところは改善するという方法をとっている。
- Q 全ての利用者に対してアンケートをとっているのか。
- A 火葬場は非常にデリケートな場所であることから、こちらから積極的に声かけは行わずに、待合室にアンケート用紙を設置し、回答してもらっている。なお、葬祭業者には利用者からの要望などを聞いている。
- Q 浦和斎場に対する要望が多いのか。または御礼が多いのか。
- A 4年前に大規模改修を行っているが、大規模改修前は施設が古いなどの意見が多かった。 大規改修後は、以前よりも施設がきれいになって良かった、職員の対応が良かったなどの 意見をいただいている。
- Q 火葬業務は高度な技術が必要だということであるが、仮に御社が受注された場合、その 火葬技術の継承や持続可能性についての考えはあるのか。
- A 施設が老朽化しているため、火葬業務に慣れた職員が実施することが望ましいと考えている。風通しが良い会社を目指していることから、積極的に職員の意見を聴き、取り入れ、反映していくようにしている。なお、火葬業務の担当者は比較的若い職員が多く、あと15年は同じ職員が対応できると考えている。また、弊社は、比較的、処遇も良いと考えられることから、職員が働き続けることで技術の承継などが可能と考えている。
- Q 死と向き合う職場ということから、従業員への精神的なケアについて、どのように考えているのか。
- A 今後、職員全員に対して、役員と個人面談を行う予定であり、言いたいことを言うことができる風通しが良い会社を目指している。なお、個人面談は3年前にも実施しており、その時も職員の意見を聴き、希望に沿えることは対応したところ。

【結果】

委員一人当たりの持ち点が200点であり、本日委員が7人出席なので、満点は 1,400点となる。その60%となる840点を獲得しないと候補者として認められない。

応募のあった団体である浦和総業株式会社の審査を行った結果、1,107点となり、 基準となる満点の60%である840点を超えているため、候補者資格を満たしている。 また、応募のあった団体は、現在、当施設を運営している団体であるため、実績評価と して、35点の加点を行い、1,142点となった。

なお、提示された指定管理料は市の積算額を下回っており、指定管理業務に係る経費、 管理運営体制、実績等を総合的に評価した結果、保健衛生局指定管理者審査選定委員会 として、浦和総業株式会社を候補者案として選定した。

以上